

江別市ファミリー・サポート・センター

利 用 ガ イ ド



《ファミリー・サポート・センター事務局》

一般財団法人 江別市在宅福祉サービス公社

江別市大麻沢町5番地の6（江別市いきいきセンターさわまち内）

TEL（直通）：011-802-5004 FAX：011-387-8655

TEL（代表）：011-387-5111

※電話受付時間：平日8時45分～17時15分

《委託元》

江別市 子ども家庭部 子育て支援課

江別市高砂町6番地

TEL：011-381-1408

FAX：011-381-1070

ファミリー・サポート・センターは

相互援助の会員組織です。

子育ての
手助けをしてほしい…

子育ての
お手伝いができる！

「お互いさま」の橋渡し

子育てを手助けしてほしい人（依頼会員）とお手伝いのできる人（提供会員）とで会員組織を作り、地域での子育てをサポートする仕組みです。

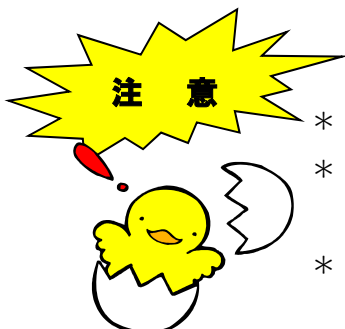
会員相互の信頼関係をもとに、地域の人がみんなで子育てを応援し、安心できる環境づくりを目指します。

援助活動の内容

ファミリー・サポート・センター事業によるお手伝いは、補助的にお子さんをお預かりすることに限っています。保護者に代わって家事等を行うものではなく、日常的な範囲での軽易なお手伝いです。

具体的には

1. 保育園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブの開始時間前、または終了後にお子さんを預かること。
2. 保育園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブにお子さんを送迎すること。
3. 通院、冠婚葬祭、他のお子さんの学校行事の時など、保護者の都合により一時的にお子さんを預かること
4. その他の子育てに関する支援のために必要と認められる援助を行うこと。



- * 援助活動は原則、提供会員の自宅にて行います。
- * お子さんが発熱している時や服薬が必要な時は、お預かりできません。
- * 宿泊を伴う援助は行いません。

入会の手続き

ファミリー・サポート・センター事務局（以下、「センター」といいます。）の説明を受け、制度の趣旨や目的を充分にご理解いただいた上で、「入会申込兼登録書」等を提出してください。

依頼会員・・・子育てを手助けしてほしい方
☆江別市にお住まいの方
☆小学校6年生までの子どもを育てている家庭の方

提供会員・・・子育てをお手伝いする方
☆江別市にお住まいの方
☆健康で援助活動に理解と熱意のある18歳以上の方
（保育士等の資格の有無は問いませんが、センターの実施する研修に参加していただきます。）

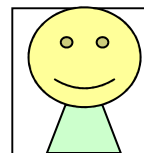
両方会員・・・
提供会員と依頼会員を兼ねる方
☆「助けたり、助けられたり」の関係です。



【依頼会員】子育てを手助けしてほしい方

1. 「入会申込兼登録書」に必要事項を記入し、顔写真とあわせてセンターへ提出してください。
（お子さんの様子をできるだけ詳しくご記入ください。）

- ・「入会申込兼登録書」
- ・会員証用の保護者の顔写真1枚（上半身・無帽。縦3cm×横2.5cm）



2. アドバイザー（会員間の調整を行うセンターのスタッフ）に援助の依頼をし、お子さんと一緒に提供会員の自宅を訪問します（事前打合せ）。

【提供会員】子育てをお手伝いできる方

1. 「入会申込兼登録書」に必要事項を記入し、顔写真とあわせてセンターへ提出してください。

- ・「入会申込兼登録書」
- ・会員証用の顔写真1枚（上半身・無帽。縦3cm×横2.5cm）

2. センターの実施する研修を受けてください。



利用時間・料金



区 分	利用料金
月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の 7時から20時まで	300円／30分
上記以外の時間（6時から7時、20時から21時） 及び土、日・祝日	350円／30分
・ 援助活動のため外出（送迎等）した場合の交通費 ・ お子さんの食事代、ミルク代、おやつ代、おむつ代等	実費 （会員間で取り決めてください）

1. 援助は、提供会員が実際にお子さんを手元に引き取った時間から始まり、依頼会員にお子さんを引き渡した時間に終了とします。※原則大人から大人への引渡しをお願いします。
2. 利用時間は、1回の援助活動ごとに計算します。同じ日の朝と夕方の援助は2回になります。
3. 1回の援助活動ごとに30分未満の端数があるときは、30分とします。
4. 援助活動が平日の月曜日から金曜日までの7時と20時を含んでまたがるときは、その時間を含む30分は350円とします。
例）月曜日の 6:45～ 7:30 の時、 6:45～ 7:15→350円 7:15～ 7:30→300円 …合計 650円
例）金曜日の 19:30～20:30 の時、 19:30～20:00→300円 20:00～20:30→350円 …合計 650円
5. 依頼会員が2人以上のお子さん（兄弟姉妹）を預ける時は、2人目から半額となります。
6. 援助活動に係るお子さんの食事、ミルク、おやつ、おむつ等は依頼会員が用意してください。もし、何らかの事情で用意できない場合は、提供会員にお願いし、実費をお支払いください。

【キャンセル料】

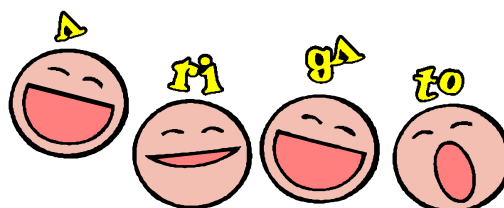
依頼会員が援助活動の依頼を取り消す時のキャンセル料は次のとおりです。

依頼予定日の前日までに申し出たとき	無料
依頼予定日の当日、依頼予定時刻 1 時間前までに申し出たとき	依頼予定時間の利用料金の半額
依頼予定日の当日、依頼予定時刻 1 時間前までに申し出なかったとき	依頼予定時間の全額

【支払い方法】

利用料金及びその他の費用（キャンセル料含む）は、その日の援助活動終後、速やかに提供会員に支払ってください。

つり銭が無いようにご用意ください。



援助活動の流れ

STEP 1 会員登録

- ・ 説明会へ参加、または個別の説明を受けます。
- ・ 制度の趣旨や目的をご理解いただいた上で、「入会申込兼登録書」等を提出します。
- ・ 提供会員は、研修参加後、事前打合せを経て援助活動を開始できます。



STEP 2 援助の申込み

- ・ 依頼会員は、アドバイザーに援助の依頼をします。

STEP 3 事前打合せ

- ・ アドバイザーが依頼会員の希望に合う提供会員を探し、事前打合せの日程について調整します。
- ・ 事前打合せはお子さんと一緒に提供会員の自宅を訪問して、お子さんの様子を把握するとともに、会員相互の安全確認、活動内容、場所、時間を十分に打合せます（アドバイザーも同席し、内容を「事前打合せ票」に記載します）。

事前打合せの結果、断る場合はアドバイザーへ連絡してください。



STEP 4 援助活動の実施

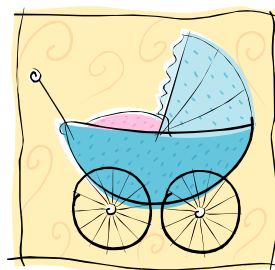
- ・ 提供会員は事前に打合せた時間、内容に沿って援助活動を行います。
- ・ 2回目以降は会員相互で連絡を取り、依頼をします。
- ・ 依頼の内容に変更がある場合は「事前打合せ票」の内容を変更する必要があるため、アドバイザーへ連絡をします。

STEP 5 利用料金等の支払い

- ・ 援助活動が終わったら、利用料金及び食事代等の実費を支払います。
- ・ 提供会員は、「援助活動報告明細兼領収書」を作成し、依頼会員とセンターに報告します。



援助活動の際の約束



*依頼会員の皆さんへ

1. 依頼の申込み
センターを通さない援助活動は、万一の事故等の時に補償保険の適用になりませんので、必ず次のことを守ってください。
 - ① 会員登録後の事前打合せて、提供会員と一緒に話し合って了解されていた原則の曜日・時刻や援助内容そのものに変更が生じて、援助の手順が変わる時は、アドバイザーへ事前に連絡してください。アドバイザーから提供会員に連絡して再度調整します。
 - ② 同じ援助内容と手順であって、原則の曜日・時刻がやむを得ない事情で臨時的にずれたり、キャンセルや追加になったりするときは、直接提供会員へ連絡や依頼をし、提供会員の都合がつけば依頼してください。その際は、必ず実施した当日か翌日までに内容をアドバイザーへ連絡してください。提供会員の都合で援助活動ができないこともありますので、ご了承ください。
2. 利用の料金は、利用のつと速やかに提供会員へ直接支払ってください。
3. 提供会員が保管している「援助活動報告明細兼領収書」には、利用のつと依頼会員の捺印が必要です。
4. 援助内容は、事前に打合せて、お互いが了解したことのみの活動となります。

*提供会員の皆さんへ

1. 「援助活動報告明細兼領収書」の援助時間は、実際にお子さんを預かった時間から依頼会員に引き渡した時間までです。
2. 活動中に事故が発生した場合は、速やかにアドバイザー及び依頼会員に連絡してください。
3. 「援助活動報告明細兼領収書」には、活動のつと依頼会員の捺印をもらってください。
月末で締めて複写を依頼会員へ渡し、アドバイザーへも複写を翌月5日までに送ってください。

*お互いのプライバシーを守りましょう。

*活動開始前に、お子さんの様子（体調、機嫌、怪我の有無等）をお互いに確認してください。

*約束した時間は厳守しましょう。

*会員証を携行してください。

*活動を通して、会員としてふさわしくない行為があったときは、会員登録が取消しになります。

地域子育て支援補償保険等について

「地域子育て支援補償保険」等は、ファミリー・サポート・センター事業において、提供会員が活動中に傷害を被った場合、または万一の賠償請求を受けた場合及び依頼会員の子ども（利用子ども）が、援助を受けている間に傷害を被った場合に補償を行うものです。

センターにおいて、一括して保険に加入しております。（会員の保険料負担はありません。）



**事故等が起きた場合は、
速やかにセンターへ連絡してください！**



利 用 ガ イ ド Q&A

Q ファミリー・サポート・センター事業は、会員同士の相互援助活動であるということですが、センターと会員とはどういう関係になりますか。

A センター（アドバイザー）は、登録会員の相互援助活動にあたっての調整を行なうことが役割ですので雇用関係にはなく、また、トラブルを未然に防ぐためにご相談することはありますが、指揮や監督を行なう立場ではありません。

依頼会員が提供会員に援助をしてもらうかどうか、提供会員がどのような活動であればできるかは、お互いの自由意志に基づくものであり、センター（アドバイザー）は、その間に立って調整を行ないますが、最終的に決まった援助活動の内容は、会員同士の約束ごと（準委任契約）ということになります。

したがって、利用料金は依頼会員から提供会員へ直接支払うことになります。

（注）準委任契約とは…

相互援助活動は、提供会員が委任により依頼会員（保護者）に代わってお子さんを預かり保護するものです。民法上では、相互援助活動は法律行為の委任ではなく、事実行為（保育）の委任となり、準委任行為ということになります。

Q 依頼会員と提供会員の関係はどう考えればよいでしょう。

A 同じ地域の中で、会員同士が信頼関係と責任を持って行なう支え合い活動です。

お互いが良好な状態を保てるよう、内容については十分に打合せを行なって約束ごとを守り、活動を通して知り得た個人的な情報は他に漏らすことがないようにお願いします。

Q 担当の提供会員が、急な用事等でどうしても予定していた援助ができなくなった時はどうすればよいですか。

A 援助ができなくなった提供会員が、依頼会員に援助できなくなった旨を連絡してください。依頼会員は、他に事前打ち合わせが済んでいる提供会員がいる場合は、そちらの提供会員へ依頼するか、ファミリー・サポート・センター事業以外の方法を探してください。

Q 顔合せや実際に活動を始めた後で、ペアを組むことに合意できない時はどうすればよいですか。

A その時は、後日できるだけ早い時期にセンター（アドバイザー）へ連絡してください。お互いに了解が得られない時は、センター（アドバイザー）が別の会員との調整をします。

Q 依頼会員が、急な事情等で臨時に曜日を追加したり、時間を延ばしたり、予定を取り止めなければならないとなった時はどうすればいいですか。

A 依頼したいことが、あらかじめ「事前打合せ票」で確認している事柄と、同じ内容で同じ手順の援助ですか？

- ・ 同じ場合は、依頼会員から提供会員へ直接連絡をとって提供会員の可能な範囲でお願いしてください。
- ・ 内容や手順そのものが新たに加わる時（例：「事前打合せ票」では依頼会員が保育園から子どもを提供会員宅へ連れて来た後の預かりになっていたが、今日だけ提供会員が保育園へ子どもを迎えに行くところから頼みたい等）は、援助できません。

今後もあり得る援助内容である時は、後日依頼会員とアドバイザーと提供会員が再度打合せを行ないます。そこで了解できた場合、新しい「事前打合せ票」をアドバイザーからお渡しし、援助を行ないます。

なお、当日の直前に予定を取り止める時は、キャンセル料の約束事がありますので留意願います。

Q 援助時間はいつからいつまでですか。

A 場所を問わず、提供会員が実際にお子さんを手元に引き取った時間から始まり、依頼会員へお子さんを引き渡した時間に終了となります。

なお、提供会員が、保育園等への送迎をしてお子さんを預かる時は、必ず依頼会員が、保育園等の職員へ、送迎する提供会員の名前を事前に連絡してください。

Q 1人の提供会員が依頼会員の複数のお子さんを預かってよいのですか。

A 1人の提供会員が1人のお子さんを預かることが基本です。ただし、兄弟姉妹の時は、あらかじめ提供会員と合意している場合は可能です。

2人目からの利用料金は、半額になります。

Q 室内犬がいますが、自宅で援助できますか。

A ペットと触れ合う良い機会とお互いに了解した場合はかまいませんが、アレルギー等の支障がないか事前に十分な打合せをお願いします。

Q 援助活動の場所は、どこでもよいのでしょうか。

A お子さんを預かる場所は、提供会員の自宅が基本ですが、提供会員と依頼会員との間で了解が得られている時は、近所の公園等で遊ばせることもかまいません。

特に注意事項を充分話し合って、トラブルが生じないように、「事前打合せ票」での確認をお願いします。

Q 提供会員が受け取る利用料金は確定申告が必要ですか。

A 援助活動により得た報酬として雑所得となります。

給与所得者は、雑所得等が年間約20万円、または、それ以上の方は年末調整もしくは確定申告の対象となる場合がありますので、税務署へお問い合わせください。

Q 近所に住む祖父母が提供会員として孫を預かることはできますか。

A ファミリー・サポート・センター事業は、かつて血縁関係の中で行なってきたお子さんの世話を、都市化や核家族が進んだことで希薄になってきたために、これに代わるものとして創設された地域における相互援助活動です。

別居の親族の援助は、家族間の扶助であって、会員としての援助とは性格が異なるものです。

Q 会ったことのない人がお子さんを預かることがありますか。

A センター（アドバイザー）で事前に調整し、お子さんを交えて「顔合わせ」の場を持ち、依頼会員と提供会員が十分に話し合い、お互いに「預ける・預かる」の了解が得られてから援助活動が始まります。

会ったことのない人が預かることはありません。

Q 活動中の事故が起こった時、その責任はどうなりますか。

A 相互援助活動は、提供会員と依頼会員との準委任契約によるものであることから、当事者である会員相互間において解決することになります。

ファミリー・サポート・センター事業では、万一の事故に備えて、全国の各所で同じ活動を展開している会員が一括で補償保険に加入します。これは、提供会員が援助活動中に傷害を被った時や第三者に賠償請求を受けた時及び依頼会員のお子さんが援助中に傷害を被った時に補償を行なうものです。

なお、保険という性格上、免責等により援助中のあらゆる事柄に対応できるものではありませんので、安全等には十分に配慮をお願いします。

法律上の責任の有無は、最終的には裁判で判断されることになります。

Q 提供会員の車に、預かったお子さんが同乗して保育園に送迎する途中で事故を起こしました。補償保険は適用になりますか。

A 提供会員自身への傷害保険と、預かったお子さんへの傷害保険は適用になりますが、自動車事故での賠償責任保険は適用されません。

ぶつかった相手の車や提供会員の車の修理等も適用されません。

個人で加入している自家用自動車任意保険を確認して、当事者で十分な打合せをお願いします。

Q 預かったお子さんの上着を公園に置き忘れた時や、依頼会員から預かっていたベビーカーを壊した時等は補償保険は適用になりますか。

A 補償保険の対象となります。

Q 預かったお子さんに提供会員のお子さんがケガをさせられた時、あるいは家の物を壊された時は補償保険は適用になりますか。

A 適用にはなりません。

補償（賠償責任補償）は、提供会員の監督不十分等が原因で、第三者の身体や財物に損害を与えて、提供会員に賠償責任が生じた時に適用されるもので、提供会員が自分自身に賠償責任を請求することはありませんという考え方に立った保険となっています。

このような時には、別にお見舞い金制度があります。

（注） お見舞い金制度とは・・・

依頼会員のお子さんが、提供会員宅の財物を破損したり、提供会員のお子さんにけがをさせたりした時に、補償保険とは別に、提供会員に対して 30,000 円を限度にお支払する制度です。

自動車事故の場合、提供会員ご自身の加入する自動車保険（任意保険）を使用した場合は一律 5,000 円をお見舞い金としてお支払いします。

**活動中で困ったことがありましたら、
センター（アドバイザー）へご相談ください。**